

(9) 子育て支援

保護者に対する子育て支援は、各家庭で安定した親子関係が築かれ、保護者が子育てに喜びを感じ、その養育力の向上につながることを目指し、子どもの最善の利益を念頭に置き行うことが必要です。

子育て支援を行う際には、傾聴や共感の姿勢をもち保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に保護者自身の主体性、自己決定を尊重することが大切です。

子育てに不安を感じている保護者が自信をもち、子育てを楽しみと感じることができるよう、子どもが常に存在する環境や同年代の子どもがいる保育園の特性を生かし、保護者同士が交流し、子育てについての悩みや喜びを共感できる仲間づくりの場となることが望まれます。また、子ども一人一人の様々な育ちを理解したり、実践を示したりする保育士の専門性などを生かした働きかけや環境作りも望まれます。

また、子どもに障がいや発達上の課題が見られる、特別な配慮を必要とする、虐待や不適切な養育が疑われる等の家庭への様々なニーズに対応することが求められます。

地域の子育て支援においては、地域の実状や保育園の体制等を踏まえ、地域の保護者に対し、保育園の専門性を生かした子育て支援を積極的に行うように努めます。

1	保護者との相互理解が図れるよう、保育に関連した様々な機会（各種おたより保護者懇談会等）を活用し、保育方針や保育の意図を説明している。	
2	保護者が子どもの姿への理解、発達の見通し、対応方法等を知ることができるよう保育の活動に参加できる機会を設けている。	
3	保護者の状況に配慮しながら、子どもが安定して豊かな時間を過ごすことができるよう、子どもの生活を24時間サイクルでとらえ、長時間保育においても連続性を考慮した対応をしている。	
4	子どもに障がいや発達上の課題が見られたり、育てにくさを感じたり、育児不安がある保護者に対しては、関係機関と連携を図りながら、子育てに前向きになれるように個別の支援を行っている。	
5	特別な配慮を必要とする家庭（外国籍、障がい児、ひとり親、貧困等）には、保護者の不安感に気付けるように、送迎時などに丁寧に関わり、必要とする家庭を支援につなげるよう努めている。	
6	不適切な養育や虐待が疑われた場合には、速やかに関係機関との情報共有や連携が図れるよう、状況の把握や通告に関するマニュアルなどを作成し園内での対応を協議する体制が整えられている。	

7	家庭で子どもを育てていく上での安心感へ繋げられるように、地域のニーズや保育園の特性、実状に応じた子育て支援の取り組み（園庭開放や行事参加、保育体験、子育て相談、子育て関連情報の提供等）を行っている。	
8	地域における子育て支援拠点となるために、専門性を活用しながら、地域の家庭を対象とした育児講座の開催、子育てに関する講習会への職員の派遣など子育て支援事業に取り組んでいる。	
9	子どもの健全育成や、様々な人間関係づくりに繋げられるよう、地域の関係機関等や、子育て支援に関する地域の人材との連携を図っている。	
10	要保護児童への対応や、子どもや子育て家庭を巡る諸問題の発生予防、早期発見、その解決に繋げるため、関係機関との情報共有や連携、協力を行っている。	

